

3. 教材について：

第20期の審判員研修会の研修および試験は、下記の教材を使用して実施します（詳細は要綱参照）。参加者は事前に都道府県連盟を通じて教材1）、2）を自費で購入し、学習と受験に備えていただきます。なお、3）『武術太極拳 新国際ルール補助ルール（2023）』は受験申請受理後に配布します。

- 1) 2013年6月改定刊行の「競技ルールと審判法」
- 2) 2010年4月発行の「2005年国際武術套路競技規則」
- 3) 2023年1月発行の『武術太極拳 新国際ルール補助ルール（2023）』

4. 審判有資格者への本件と更新登録の案内について：

現在すでに公認審判員資格を有している人の資格有効期限は2024年3月31日で、資格更新手続き期限は2026年4月30日です。

更新に関する「公認審判員資格更新登録手続 実施要綱」は2024年1月中旬に各人宛に発送します。

5. 公認審判員の昇級受験案内について：

現公認審判員資格（公認太極拳2～3級審判員、公認拳術2～3級審判員）の有資格者には、今期に昇級受験をするための案内（実施要綱・参加申込書）を、日本連盟から本人宛に、今月中旬に送付いたします。これらの有資格者の方々が今期の受講・受験する場合も、都道府県連盟を通じて日本連盟に参加申込をしていただきます。

上記の本人宛案内文書の写しをご参考用として送付いたしますのでご確認ください。

6. 有資格者研修について：

既に公認太極拳審判員または公認拳術審判員の資格を有している方は全国審判研修会に参加することができます。主に、以下のような方を対象にしています。

- ・ 審判としてすでに活動しており、レベルアップのための学習をしたい方
- ・ 今後、現在の資格からの昇級を目指すために、事前学習を希望する方
- ・ 太極拳審判で今後拳術審判を目指す、または拳術審判で今後太極拳審判を目指すために、事前学習を希望する方

1日目午前の学科研修・試験は除き、1日目午後から参加が可能です。また、現在の資格（太極拳・拳術）に限らず、どちらの研修も選択できます（両方の研修を行き来することは認めません）。

今回の研修では、講習だけでなく、試験にも参加していただきます。試験はすべて採点し、結果を等級などの形式でお知らせします。ぜひ、自己研鑽の参考にしてください。

試験の結果にかかわらず、現在所有している資格（級）に変更はありません。たとえば、試験の結果が非常に良かったとしても昇級は申請できず、結果が思わしくなくとも降級はありません。昇級を希望する方、別の（太極拳または拳術）資格を希望する方は「有資格者研修」ではなく、必ず「受験者」として申請してください。

参加申込みについて：

参加申込み手続は、受験者同様に、都道府県連盟が一括して行なっていただきます。たとえ、現在審判員資格を有している人でも、個人で直接申し込むことはできません。

以上

同封書類： 1)～5)

<参考添付> 「公認太極拳2～3級審判員、公認拳術2～3級審判員宛 実施案内」